# 0 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 (平成十年法律第七十七号)

# (附則第三十八条関係)

(傍線部分は改正部分)

艮
第七十五条(情報の提供等)
4 日本側保有機関は、ドイツ側保有機関から提供を受けた情報であって1~3 (略)
個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律(平成十五
法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報
れらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に
する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。
(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)
死亡した場合又は大正十五年四月一日以前こ生まれた者であって政令で者年金被保険者等であった期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に  第六条   ドイツ保険料納付期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用

項は、政令で定める。 よる遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事

定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令に

る遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項 めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令によ

は、政令で定める。

# (附則第三十九条関係)

# (平成十二年法律第八十三号) 抄

(傍線部分は改正部分)

						pat -		I
ない。	ほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定による	る法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関す	であって個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律(平	2 日本側保有機関は、連合王国の権限のある当局から提供を受けた情報	1 (略)	第十七条	(情報の提供等)	改 正 案
ればならない。	準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなけ定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に	有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保	であって個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報の保	2 日本側保有機関は、連合王国の権限のある当局から提供を受けた情報	1 (略)	第十七条	(情報の提供等)	現行

### (附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

の条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項若しくは第二項の規定による額又は第十六条第二項若しくは第二項の規定による障害厚生年金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金の受給金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金の受給金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金の受給金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金の受給金を含む。以下この条及び次条において「特例による遺族厚生年金」という。)の同法第六十条第一項れらの規定にかかわらず、同法第五十条第一項れらの規定による額又は同法第六十一条第一項若しくは第四項の規定による額と、この条及び次条において「特例による額又は同法第六十一条第一項若しくは第四項の規定による額と第二十条第一項の規定による額又は同法第六十一条第一項者とは第二十条第一項の規定による額又は同法第六十二条第一項者とは第二十条第一項の規定による額と第二十条第一項を表する。	条及び次条において「特例による障 素及び次条において「特例による障 素しくは第二項の規定による額又は 二項若しくは第十八条の規定により 大る遺族厚生年金(特例による障害厚生年金 が死亡したことにより支給する遺 を含む。以下この条及び次条におい よる遺族厚生年金」という。)の同 よる遺な原生年金」という。)の同 よる遺な原生年金」という。)の同 よる遺な原生年金」という。)の同 よる額又は同法第六十条第一項第一 よる額又は同法第六十条第一項第一 よる額又は同法第六十条第一項第一 が発においる遺 で除して得た額に、第一号に掲げる で除して得た額に、第一号に掲げる
現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年 現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年 現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年 現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年 現 現 行 の	夏の規定こより支給する章書享生手金(以下に 第二十条 第十六条第一項若しくは第十七条第一 (障害厚生年金等の額の計算の特例) 改 正 案

2~4 (略)	一・二 (略)	百以上である場合は、この限りでない。	た額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三	二号に掲げる月数とを合算した月数を乗じて得
	2~4 (略)	一•二 (略)	以上である場合は、この限りでない。	額とする。ただし、第一号に掲げる月数が三百
		2~4 (略)	一・二(略)	日 百以上である場合は、この限りでない。

# 0 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

### (附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成十六年法律第百二十六号)

改正案	条文 ・ は律第百四号)第四十四条の三)による改正後の 現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年	現
(遺族厚生年金の額の計算の特例)	(遺族厚生年金の額の計算の特例)	(遺族厚生年金の額の計算の特例)
第二十五条第二十条第二項又は第二十二条の規	第二十五条 第二十条第二項又は第二十二条の規	第二十五条 第二十条第二項又は第二十二条の規
定により支給する遺族厚生年金(特例による障	定により支給する遺族厚生年金(特例による障	定により支給する遺族厚生年金(特例による障
害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支	害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支	害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支
給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい	給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい	給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい
て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚	て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚	て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚
生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号	生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定	生年金保険法第六十条の規定による額は、同条
イ並びに第四項の規定による額は、これらの規	による額は、これらの規定にかかわらず、これ	の規定にかかわらず、同条の規定による額に按
定にかかわらず、これらの規定による額に按分	らの規定による額に按分率を乗じて得た額とす	分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第
率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一	る。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数	一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場
号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合	が三百月以上である場合は、この限りでない。	合は、この限りでない。
は、この限りでない。	2~5 (略)	2~5 (略)
2~5 (略)		

### (附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	条文 ・ は律第百四号)第四十四条の四)による改正後の 現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年	現行
(遺族厚生年金の額の計算の特例)	(遺族厚生年金の額の計算の特例)	(遺族厚生年金の額の計算の特例)
第二十五条 第二十条第三項又は第二十二条の規	第二十五条 第二十条第三項又は第二十二条の規	第二十五条 第二十条第三項又は第二十二条の規
定により支給する遺族厚生年金(特例による障	定により支給する遺族厚生年金(特例による障	定により支給する遺族厚生年金(特例による障
害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支	害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支	害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支
給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい	給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい	給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい
て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚	て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚	て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚
生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号	生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定	生年金保険法第六十条の規定による額は、同条
イ並びに第四項の規定による額は、これらの規	による額は、これらの規定にかかわらず、これ	の規定にかかわらず、同条の規定による額に按
定にかかわらず、これらの規定による額に按分	らの規定による額に按分率を乗じて得た額とす	分率を乗じて得た額とする。ただし、特例によ
率を乗じて得た額とする。ただし、特例による	る。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事	る遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る
遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者	由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者	者の被用者年金被保険者等であった期間であっ
の被用者年金被保険者等であった期間であって	等であった期間であって政令で定めるものの月	て政令で定めるものの月数を合算した月数が三
政令で定めるものの月数を合算した月数が三百	数を合算した月数が三百月以上である場合は、	百月以上である場合は、この限りでない。
月以上である場合は、この限りでない。	この限りでない。	2~5 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)	
	_	

# (平成十七年法律第六十五号)社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

### (附則第四十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	条文法律第百四号)第四十四条の五)による改正後の現行の改め規定(平成十六年改正法(平成十六年	現行
(遺族厚生年金の額の計算の特例)	(遺族厚生年金の額の計算の特例)	(遺族厚生年金の額の計算の特例)
第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規	第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規	第二十四条 第十九条第三項又は第二十一条の規
定により支給する遺族厚生年金(特例による障	定により支給する遺族厚生年金(特例による障	定により支給する遺族厚生年金(特例による障
害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支	害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支	害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支
給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい	給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい	給する遺族厚生年金を含む。以下この条におい
て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚	て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚	て「特例による遺族厚生年金」という。)の厚
生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号	生年金保険法第六十条第一項及び第四項の規定	生年金保険法第六十条の規定による額は、同条
イ並びに第四項の規定による額は、これらの規	による額は、これらの規定にかかわらず、これ	の規定にかかわらず、同条の規定による額に按
定にかかわらず、これらの規定による額に按分	らの規定による額に按分率を乗じて得た額とす	分率を乗じて得た額とする。ただし、特例によ
率を乗じて得た額とする。ただし、特例による	る。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事	る遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る
遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者	由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者	者の被用者年金被保険者等であった期間であっ
の被用者年金被保険者等であった期間であって	等であった期間であって政令で定めるものの月	て政令で定めるものの月数を合算した月数が三
政令で定めるものの月数を合算した月数が三百	数を合算した月数が三百月以上である場合は、	百月以上である場合は、この限りでない。
月以上である場合は、この限りでない。	この限りでない。	2~5 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)	

# 0 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(附則第四十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成十六年法律第百二十六号)

基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、

政

- 10 -

(附則第四十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

抄

# 0

# (平成十六年法律第百二十七号)社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

改正案	現行
(情報の提供等)	(情報の提供等)
第十二条	第十二条
1 (略)	1 (略)
2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であっ	2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であっ
て個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律(平成十五	て個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関
年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する
(平成十五年法律第五十八号) 又は独立行政法人等の保有する個人情報	個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によ
の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、	るほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて
これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に	、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければな
関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。	らない。

# (附則第四十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成十七年法律第六十四号)

改正案	現行
(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特	(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特
例)	例)
第二十二条	第二十二条
1 (略)	1 (略)
2 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、	2 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、
フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起	フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起
算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法	算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法
第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規	第五十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合
定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当	を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該
するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用	当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準
する。	用する。
(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特	(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特
例)	例)
第三十二条	第三十二条
1 (略)	1 (略)
2 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、フランス特	
定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年	定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年

。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除くを経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項

この場合においては

同項ただし書の規定を準用する。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特

#### <u>;</u>

#### 第四十四条

1

略

。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。 。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年2 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特

#### 例)

#### 第五十七条

1

略

2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス 2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス 2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス

す。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみな第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特

#### 例)

#### 第四十四条

2

1

略

す。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみな第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特

#### 例)

#### 第五十七条

1

略

とみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。) 第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。) 特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五 2 フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、フランス

#### (情報の提供等)

#### 1 (略)

2 る法律 じて、 ればならない よるほか、 個人情報の保護に関する法律 十五年法律第五十七号)、 って個人に関するものについて、 日本側保有機関は、 個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなけ (平成十五年法律第五十八号) 又は独立行政法人等の保有する これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準 フランス側保有機関から提供を受けた情報であ 行政機関の保有する個人情報の保護に関す (平成十五年法律第五十九号) 個人情報の保護に関する法律 の規定に ( 平 成 2

#### 附則

第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法死亡した場合又は大正十五年四月一日以前に生まれた者であって政令年金被保険者等であった期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置

#### 第十二条

要な事項は、

政令で定める

1~5 (略

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十

#### (情報の提供等)

#### 第七十二条

1

(略

じなければならない。 置に準じて、 規定によるほか、 有する個人情報の保護に関する法律 に関する法律 って個人に関するものについて、 日本側保有機関は、 個 (平成十五年法律第五十八号) 「人に関う これらの法律における個人に関する情報の保護の措 する情報の安全の確保その他の必要な措置を講 フランス側保有機関から提供を受けた情報で 行政機関の保有する個人情 (平成十五年法律第五十九号) 又は独立行政法 人等の保 一報の保護  $\mathcal{O}$ 

#### 附則

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者等であった期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

#### 第十二条

1~5 (略)

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十

_	7~10 (略)
	つては、三十五歳) 以上であつたものに限る」とする。
	亡の当時四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあ
	であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死
	いては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者
	年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合にお

であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死いては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者 年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合にお 亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 5 10

(略)

# 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

## (附則第四十四条関係

(傍線部分は改正部分)

(平成十七年法律第六十五号)

抄

ルギー 保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例

現

行

#### 条

1 (略)

2

ル

ギー

1

年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベ 一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を 保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五 同条の規定の適用については、同号に該当するものとみな 2 年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条 なす。この場合においては、 第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。 ルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五 同条の規定の適用については、同条第 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベ 前項ただし書の規定を準用する。 項第二号に該当するものとみ は

(ベルギー 保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例

除く。)は、

この場合においては、

同項ただし書の規定を準用する。

第

1

略)

2 の規定の適用については、 る日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は 期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過す ベルギー 一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。 保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険 同号に該当するものとみなす。この場合にお ) は、 同条

> 第三十一条 (ベルギー 保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例

1

2 用については、 期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過す 当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、 る日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険 同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合に 同条の規定の適

いては、同項ただし書の規定を準用する。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例

#### 第四十三条

1 (略)

1 いては、同項ただし書の規定を準用する。 第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条 第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条 期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過す 2 ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険 2

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

#### 第五十六条

1 (略)

合においては、同項ただし書の規定を準用する。 、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場 号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は 号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は 険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過 と、ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保

(情報の提供等)

#### 第七十一条

1 (略)

2 日本側保有機関は、ベルギー側保有機関から提供を受けた情報であっ

おいては、前項ただし書の規定を準用する。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例

#### 第四十三条

1 (略

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

#### 第五十六条

1

(情報の提供等)

#### 第七十一条

1 (略)

2 日本側保有機関は、ベルギー側保有機関から提供を受けた情報であっ

関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。てれらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人にて成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報で成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律(平成十五

#### 附則

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置

#### 第十二条

1~5 (略)

6 十五歳) は、 国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合において 十歳 第 当 司 項中 該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であ 項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、 (当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、 以上であ 「妻であつた者に限る」とあるのは、 つたものに限る」とする。 「妻であつた者であつ つた者の死亡 昭和六十年 しの当時

て個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければなする法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有するらない。

#### 附則

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

#### 第十二条

1~5 (略)

三十五歳以上であつたものに限る」とする。 て、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時は、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつ国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合において 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年

7~10 (略)

7 5 10

略

		Г
		F
- 19 -		L

# (附則第四十五条関係)

(平成十年法律第七十七号) (傍線部分は改正部分) 抄

改 正 案	条文十七年法律第百二号)第百九条)による改正後の現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成	現
において「国共済法」という。) の長期給付に第二十四条 国家公務員共済組合法 (以下この章	において「国共済法」という。) の長期給付に第二十四条 国家公務員共済組合法(以下この章	において「国共済法」という。)の長期給付に第二十四条 国家公務員共済組合法(以下この章
る規	る規定は、国共済法第二条第	関する規定は、国共済法第二条第一項第一号に
規定する職員(国共済法第百二十四条の三、第	規定する職員(国共済法第百二十四条の三、第	規定する職員(国共済法第百二十四条の三、第
百二十五条及び第百二十六条第二項の規定によ	百二十五条、第百二十六条第二項及び附則第二	百二十五条及び第百二十六条第二項の規定によ
り当該職員とみなされる者並びに国共済法附則	十条の三第四項(国共済法附則第二十条の七第	り当該職員とみなされる者を含む。)のうち、
第二十条の三第四項の規定により当該職員とみ	一項の規定により国共済法附則第二十条の三第	ドイツ年金制度へ加入する義務に関するドイツ
なされる同条第一項に規定する郵政会社等役職	一項に規定する郵政会社等役職員とみなされる	年金法令の規定の適用を受ける者であって政令
員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定に	者を含む。)の規定により当該職員とみなされ	で定めるものには、適用しない。
より当該役職員とみなされる者を含む。)を含	る者を含む。)のうち、ドイツ年金制度へ加入	
む。)のうち、ドイツ年金制度へ加入する義務	する義務に関するドイツ年金法令の規定の適用	
に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける	を受ける者であって政令で定めるものには、適	
- ************************************	用しない。	

#### する法律

# (附則第四十五条関係)

(平成十二年法律第八十三号)

抄

(傍線部分は改正部分)

改正案	の条文十七年法律第百二号)第百十五条)による改正後現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成	現
(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)	(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)	(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)
第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関す	第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関す	第八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関す
る規定は、同法第二条第一項第一号に規定する	る規定は、同法第二条第一項第一号に規定する	る規定は、同法第二条第一項第一号に規定する
職員(同法第百二十四条の三、第百二十五条及	職員(同法第百二十四条の三、第百二十五条、	職員(同法第百二十四条の三、第百二十五条及
び第百二十六条第二項の規定により当該職員と	第百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四	び第百二十六条第二項の規定により当該職員と
みなされる者並びに同法附則第二十条の三第四	項(同法附則第二十条の七第一項の規定により	みなされる者を含む。)のうち、保険料の納付
項の規定により当該職員とみなされる同条第一	同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会	義務に関する連合王国年金法令の規定の適用を
項に規定する郵政会社等役職員(同法附則第二	社等役職員とみなされる者を含む。)の規定に	受ける者として政令で定めるものについては、
十条の七第一項の規定により当該役職員とみな	より当該職員とみなされる者を含む。)のうち	適用しない。
される者を含む。)を含む。)のうち、保険料	、保険料の納付義務に関する連合王国年金法令	
の納付義務に関する連合王国年金法令の規定の	の規定の適用を受ける者として政令で定めるも	
適用を受ける者として政令で定めるものについ	のについては、適用しない。	
ては、適用しない。		

## (附則第四十五条関係)

(平成十六年法律第百二十六号) 抄

(傍線部分は改正部分)

共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第	<ul><li>(備法 (平成</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li><li>(本)</li></ul>	共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章年済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第三十四条の三、第三十五条及び第
される者並びに国共済法附則第二十条の三第四百二十六条第二項の規定により当該職員とみな	国共済法附則第二十条の七第一項の規定により二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(	される者を含む。)のうち、協定第四条の規定百二十六条第二項の規定により当該職員とみな
される同条第	国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵	により合衆国費用負担法令の規定の適用を受け
第二十条の七第一項の規定により当該役職員と項に規定する郵政会社等役職員(国共済法除則	定により当該職員とみなされる者を含む。)の政会社等役職員とみなされる者を含む。)の規	者に対する国共済法の短期給付に関する規定のる者には、適用しない。ただし、政令で定める
定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規みなされる者を含む。)を含む。)のうち、協	法令の規定の適用を受ける者には、適用しないうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担	適用については、この限りでない。
、政令で定める者に対する国共済法の短期給付定の適用を受ける者には、適用しない。ただし	短期給付に関する規定の適用については、この。ただし、政令で定める者に対する国共済法の	
い。に関する規定の適用については、この限りでな	限りでない。	

# 0 (平成十六年法律第百二十七号)社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

## (附則第四十

十五条関係)	
(傍線部分は改正部分)	

改正案	後の条文十七年法律第百二号)第百三十五条)による改正現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成	現
(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)	(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)	(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)
第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関す	第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関す	第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関す
る規定は、同法第二条第一項第一号に規定する	る規定は、同法第二条第一項第一号に規定する	る規定は、同法第二条第一項第一号に規定する
職員(同法第百二十四条の三、第百二十五条及	職員(同法第百二十四条の三、第百二十五条、	職員(同法第百二十四条の三、第百二十五条及
び第百二十六条第二項の規定により当該職員と	第百二十六条第二項及び附則第二十条の三第四	び第百二十六条第二項の規定により当該職員と
みなされる者並びに同法附則第二十条の三第四	項(同法附則第二十条の七第一項の規定により	みなされる者を含む。)のうち、協定適用調整
項の規定により当該職員とみなされる同条第一	同法附則第二十条の三第一項に規定する郵政会	規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受
項に規定する郵政会社等役職員(同法附則第二	社等役職員とみなされる者を含む。)の規定に	ける者には、適用しない。
十条の七第一項の規定により当該役職員とみな	より当該職員とみなされる者を含む。)のうち	
される者を含む。)を含む。)のうち、協定適	、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の	
用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適	規定の適用を受ける者には、適用しない。	
用を受ける者には、適用しない。		

# 0 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

## (附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成十七年法律第六十四号)

改正案	後の条文十七年法律第百二号)第百三十八条)による改正現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成	現
第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章	第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章	第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章
において「国共済法」という。)の規定は、国	において「国共済法」という。)の規定は、国	において「国共済法」という。)の規定は、国
共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国	共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国	共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国
共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第	共済法第百二十四条の三、第百二十五条、第百	共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第
百二十六条第二項の規定により当該職員とみな	二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(	百二十六条第二項の規定により当該職員とみな
される者並びに国共済法附則第二十条の三第四	国共済法附則第二十条の七第一項の規定により	される者を含む。)のうち、協定第二章の規定
項の規定により当該職員とみなされる同条第一	国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵	によりフランス社会保障法令の規定の適用を受
項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則	政会社等役職員とみなされる者を含む。)の規	ける者には、適用しない。
第二十条の七第一項の規定により当該役職員と	定により当該職員とみなされる者を含む。)の	
みなされる者を含む。)を含む。)のうち、協	うち、協定第二章の規定によりフランス社会保	
定第二章の規定によりフランス社会保障法令の	障法令の規定の適用を受ける者には、適用しな	
規定の適用を受ける者には、適用しない。	V.	

# 0 (平成十七年法律第六十五号)社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

## (附則第四十五条関係)

(傍線部分は改正部分)で年法律第六十五号) 抄

改正案	後の条文十七年法律第百二号)第百三十九条)による改正現行の改め規定(郵政民営化関連法整備法(平成	現
「国共斉去」こいう。)の見至よ、国家公務員共済組合法(以下この	、て「国共斉去」 こいう。この見定は、国八条(国家公務員共済組合法(以下この章)	「国共斉去」こいう。)の見定は、国家公務員共済組合法(以下この
共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国において「国共済法」という。)の規定は、国	共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国において「国共済法」という。)の規定は、国	共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国において「国共済法」という。)の規定は、国
共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第	共済法第百二十四条の三、第百二十五条、第百	共済法第百二十四条の三、第百二十五条及び第
百二十六条第二項の規定により当該職員とみな	二十六条第二項及び附則第二十条の三第四項(	百二十六条第二項の規定により当該職員とみな
される者並びに国共済法附則第二十条の三第四	国共済法附則第二十条の七第一項の規定により	される者を含む。)のうち、協定第二部の規定
項の規定により当該職員とみなされる同条第一	国共済法附則第二十条の三第一項に規定する郵	によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受
項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則	政会社等役職員とみなされる者を含む。)の規	ける者には、適用しない。
第二十条の七第一項の規定により当該役職員と	定により当該職員とみなされる者を含む。)の	
みなされる者を含む。)を含む。)のうち、協	うち、協定第二部の規定によりベルギー社会保	
定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の	障法令の規定の適用を受ける者には、適用しな	
規定の適用を受ける者には、適用しない。	Vo	